

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第112回 日の丸を燃やしてはいけないの？

憲法問題対策センター委員 眞珠 浩行 (54期)

- 1 現在 (2021年3月時点) 開会中の第204回国会に、日本の国旗等を損壊等する行為を犯罪と定める刑法改正案を提出しようとする動きが自民党内にあります。報道によると、これは同党内の「保守団結の会」からの要望を受けたものとのことです。
- 2 自民党は、2012年にも同様の法案を国会に提出しましたが、そのときは審議未了で廃案になりました。このとき日弁連は、同年6月1日、国旗損壊罪の法制化は表現の自由を侵害するおそれがあるとして、これに反対する会長声明を出しています。
- 3 日本の国旗等を損壊する行為については、現行刑法の下においても、それが他者の所有に属するものであれば器物損壊罪、また態様次第では業務妨害罪による処罰の対象となります。問題は、これらに該当しない行為、すなわち自らが所有する国旗等を、業務妨害に該当しない態様で損壊等する行為についてまで法律で禁止し、刑罰を科すべきかどうかです。
- 4 保守団結の会顧問の高市元総務大臣は、外国の国旗の損壊については刑法92条があるのに、日本の国旗の損壊については規定がないことが不均衡であると主張しています。しかし、外国国章損壊罪の保護法益は日本と外国の間の円滑な国交ですから、日本の国旗が対象とされていないのは当然です。
高市氏はまた、「日本の名誉を守る」ことも同罪が必要な理由と語っています。しかし、民主主義社会においては、違法又は不当な国家権力の行使に対しては、国民は参政権のみならず、表現の自由を行使してこれを批判することによって是正させることが期待されます。したがって、国民は国家権力に対して猜疑の眼を向け、その行使を監視、コントロールする必要があり、国旗を傷つけたり、汚したり、燃やしたりすることも、国家権力のあり方への批判、意見表明の一方法として表現の自由の範囲内にあります。
また、国旗＝日の丸が日本のシンボリックな図像と受け止められがちである以上、これが芸術的表現に用いられて「損壊」「汚損」等されることもあります。例えば、現代美術家の会田誠氏は、土で汚れた日の丸を展示した「ネクタイ・ビル∞」*1を、柳幸典氏は、赤と白の砂で作った日の丸状の形態を蟻が崩していく「蟻と日の丸」*2を発表しています。
国旗損壊罪が新設されると、このような政治的、芸術的表現行為が禁止されることで強度の萎縮的効果が予想され、表現者の表現の自由も、人々がそのような表現を享受する自由も侵害されてしまいます。
- 5 この点、外国では、どのような扱いになっているのでしょうか。1989年、米国最高裁は、米国国旗に灯油をかけて焼却した人がテキサス州の国旗保護法に基づき処罰された事件につき、「米国国旗を燃やす行為は米国憲法修正第1条の言論の自由として保障され、政府は表現が不快であるとかそれを支持し得ないからといって禁止することはできない」として、同法による処罰を違憲としました (テキサス州対ジョンソン裁判)。
- 6 国旗損壊罪の制定を進める動きは、改正教育基本法による愛国心教育や、個人の尊厳を軽視し国家主義的色彩が濃厚な憲法改正の動きと通底しているように思われます。
しかし、国を愛するかどうかは、個々人の思想・良心の自由の問題であり、法によって強制することは出来ません。日本が素晴らしい国であれば、人々は自然と愛するようになるでしょう。
- 7 国旗損壊罪は、表現及び思想・良心の自由を侵害し、違憲の疑いが強いと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

*1: 美術手帖「いまアーティストに何ができるのか。毛利嘉孝が見た会田誠展「Ground No Plan」」

<https://bijutsutecho.com/magazine/review/promotion/12016/pictures/4>

*2: YANAGI yukinori WORKS http://www.yanagistudio.net/works/antfarmproject01_view.html